

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第43号）（中央卸売市場第二市場業務課）

京都市中央卸売市場第二市場の再整備により、老朽化した卸売業者売場等を廃止し、新たに卸売業者売場等を設置することに伴い、卸売業者売場等の使用料の限度額を改定する必要があるため、次のとおり京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正することとしました。

区分	単位	使用料	
		改正前	改正後
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき1月	401円	3,160円
事務室使用料		1,578	2,119
冷蔵庫使用料		2,916	5,889
構内地使用料		142	418
部分肉加工処理施設使用料		2,160	3,681

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第43号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

別表第4使用料の欄中「401」を「3,160」に、「1,578」を「2,119」に、「2,916」を「5,889」に、「142」を「418」に、「2,160」を「3,681」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市中央卸売市場業務条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中央卸売市場第二市場業務課)